

植木・除草作業の注意事項等について

※以下の事項をご承諾のうえ、お申し込みください。

1 作業内容

【植木】植木の剪定・刈込・枝落とし

※消毒（薬剤散布作業）、伐採・伐根、植え替え、外壁や電線等に沿ったツタの除去、隣家から越境した部分の枝の剪定等の作業はできません。

【除草】鎌による手作業での草取り

※芝生の手入れ、除草剤散布作業、防草シートの張り替え等はいたしません。

2 作業料金

作業規模・植木・雑草等の状況等によるため、下見をしたうえで概算金額をお伝えすることはできませんが、お問い合わせ時点での料金明示はいたしかねますのでご了承ください。

※料金単価については、ご利用料金表をご参照ください。

※当センターのごみ袋を利用する場合は、1枚50円のごみ袋代をお客様に別途ご負担いただきます。

※梯子・脚立の搬出等に伴う車両を使用する場合があります。現地に駐車スペースがない場合には、お近くの有料駐車場を使用することがあります。その際は駐車場代をお客様に別途ご負担いただきます。

3 料金単位

料金は原則、1日（作業時間6時間）又は半日（作業時間3時間）単位でお願いしております。

※なお、作業状況により1日（6h）又は半日（3h）を超えた場合には、超過料金をいただきます。

※3時間未満の作業であっても、半日（3h）を最少単位として料金がかかりますので予めご了承ください。

4 就業時間

(1) 1日の場合：9時～16時（実働6時間以内）

(2) 半日の場合：9時～12時又は13時～16時（実働3時間以内）

※就業時間帯は前後する場合があります。

※水分補給・トイレ休憩等の小休止は、就業時間内に適宜取らせていただいております。

5 残枝・残葉などのゴミ処理

当方では処理・引き取りができないため、袋にまとめるところまでが作業範囲となります。

6 お支払い

作業終了後、後日改めて請求書を送付させていただきます。請求書記載の指定金融機関へお振込みをお願いいたします（振込手数料はお客様負担となります）。

※渋谷区軽作業代行サービス（利用上限内）の場合は、作業完了後、現金でお支払いとなります。

7 注意事項

(1) 原則、作業開始前後は、現地での立ち合いをお願いいたします。作業が終わりましたら、必ず作業終了後の状況と、会員の履行確認書の内容をご確認の上、押印またはサインをいただくようお願いいたします。

(2) 剪定が可能な樹木の高さは、安全面を考慮し、原則として高さ3m（1階の軒下）を超えない範囲とさせていただきます。

(3) 安全就業の観点から、チェーンソー・草刈機・刈払機等の電動工具は使用できません。

(3) 電線にかかっている樹木剪定は危険作業のため行いません。

(4) 消毒（薬剤散布作業）・除草剤散布作業は行いません。

(5) 崖地・柵が無い高所・斜面・狭小地・足場が不安定、マンションのバルコニー等、安全が確認できず、当センターでは作業困難と判断した場合、お断りさせていただきます。

(6) 作業者は、植木・除草に関わる軽易な作業を中心としていますので、本職の植木屋・庭師・造園師ではございません。

(7) ご注文を受付してから作業に伺うまで、予約状況や作業人数の確保などの事情により、1カ月～3ヶ月程度かかる場合があります。期間に余裕をもってお申込みをお願いいたします。

(8) 雨天・台風・猛暑、作業者の体調不良等により、お約束した日時に作業できない場合には、延期させていただきます。

(9) 30度以上の炎天下での作業は、作業者の安全面を考慮して中止させていただく場合があります。

(10) 植木剪定後の木が枯れてしまったこと、花が咲かなかったことへの賠償、植木剪定が終わったが、依頼者の希望に合わず賠償を求められた場合には、補償外となります。予めご理解のほどお願いいたします。

(11) センターが関知しない作業についての責任は負いかねます。

※上記のほか、ご不明な点がございましたら、お手数ですが電話でご確認をいただいたうえ、お申込みをお願いいたします。